

伊勢原市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に寄与することを目的として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入した者に対し、予算の範囲内において伊勢原市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」とは、外皮の断熱性能の向上、設備の省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る一次エネルギー消費量（その他の一次エネルギー消費量（家電分等）を除く。）の収支がゼロになることを目指した住宅をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、前条に定めるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの所有者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住民登録を有する者で、市税の滞納がないもの
- (2) 補助金の交付を申請する日の属する前年度の2月16日から補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「当該年度」という。）の2月15日までの間に市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築し、若しくは購入し、又はネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに改築した者。ただし、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていないものを除く。
- (3) 国又は神奈川県から前号のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの導入について、次のいずれかの補助金の交付決定を受けた者。ただし、国又は県の補助金を補助金対象建築物の建築工事請負契約により請負った者等の補助金対象建築物の申請日現在の登記名義人以外の者が補助金の交付決定を受けた場合は、この限りでない。
 - ア 環境省の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業の補助金
 - イ 経済産業省のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業の補助金
 - ウ 国土交通省のこどもエコすまいる支援事業又は子育てエコホーム支援事業のZEHに関する補助金
 - エ 国土交通省の地域型住宅グリーン化事業のZEHに関する補助金
 - オ 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金
 - カ その他の国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに関する補助金

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、100,000円とする。

(申請の受付期間)

第5条 補助金の交付の申請の受付期間は、当該年度の3月15日までとする。ただし、3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は神奈川県から受けた補助金交付決定通知書の写し
- (2) 国又は神奈川県の補助金を施工事業者が得た場合は、当該事業者と本市補助金の申請者との間で締結された契約書（この号において、国又は神奈川県の補助金交付決定通知を受けた施工業者と申請者との建設工事請負契約書（変更契約書含む。）をいう。）の写し及び領収書（この号において当該建設工事請負契約書（変更契約書含む。）に基づき支払われた対価に相当する領収書をいう。）の写し。
- (3) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの認証を受けたもの）の写し及びBELS評価書に基づく施工証明書（第2号様式）
- (4) 建物の登記事項証明書又はその写し
- (5) 家全体の外観が確認できるカラー写真

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、伊勢原市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金交付請求書（第4号様式）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(協力)

第9条 補助金の交付を受けた者は、市長から当該住宅のエネルギー使用状況の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、補助金の交付決定を取消し、当該申請者に対して、既に交付した補助金の全部又一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 国又は県の補助金の交付決定の取下げ又は取消しがあったとき。

附 則（令和5年3月31日告示第54号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第67号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。